

自転車乗車用ヘルメット購入費補助金

補助金の対象となる購入経費

令和6年4月1日以降に購入したヘルメット

※令和6年度中に注文から支払いが完了しているもの

補助対象者 ※下記①～④をすべて満たす個人

- ① 市内に住所を有している(住民登録している)方
- ② 過去に同補助金(他市町村の同補助金を含む)の交付を受けていない方
- ③ 暴力団員ではない方、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していない方
- ④ 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない方

補助金は1人
1回限りです

補助申請者

- ① 満18歳以下の方は原則保護者が申請者
- ② 満19歳以上の方は本人が申請者

補助対象のヘルメット ※①②の要件を満たすもの

- ① 自転車乗車用に製造された新品
※未使用品を含む中古品、個人間売買やフリーマーケット等での購入は対象外
- ② 次の安全基準マークのいずれかが付されているもの

- (1) SGマーク
- (2) JCFマーク
- (3) CEマーク※
- (4) GSマーク
- (5) CPSCマーク

マークデザイン例



※CEマークについてはEN1078(自転車乗車用ヘルメットの規格)であることを確認してください。

補助金額

ヘルメット購入費の1/2(上限2,000円、100円未満切捨て)

※補助対象者1人につき1個(回)限り

※購入時のポイント利用や値引き、送料等は補助対象外

申請期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

※補助金予算額に達し次第、受付終了となります。



消せるボールペンや鉛筆等の消えやすい筆記用具で記入された書類は受付できません。

補助金の申請から交付までの流れ

1 ヘルメットを販売店で購入

- ・新品かつ安全基準マークが付されているものか確認してください。

2 申請書を防犯交通安全課へ提出 ※郵送可

- ・申請書（様式第1号）は、防犯交通安全課窓口、市ホームページから入手できます。

添付書類

- ① 領収書等（代金の支払い手続きが完了したことを証する書類）

※次の5項目が記載されたもの

- (1) 申請者又はヘルメット着用者の氏名
- (2) 領収日
- (3) 領収金額（購入単価がわかるもの）
- (4) 購入相手方（販売店の名称・住所・連絡先）
- (5) 購入品名（ヘルメット代等）

- ② ①を補完する書類（購入明細書等）

③ に5項目のいずれかの記載がない場合、記載があるものを一緒に提出

- ③ 安全基準を証明する書類

※申請書裏面の販売店記入欄で証明が確認できる場合は不要

取扱説明書の写し、安全基準マークが入った現物の写真の提出又は現物の提示

※4請求書を併せて提出していただくことも可能です。



3 通知書(補助金交付決定兼額確定通知書)が郵送で到着

- ・申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に通知書を郵送します。

4 請求書を防犯交通安全課へ提出 ※郵送可

5 補助金が指定口座に振り込まれます。



★令和5年4月から道路交通法が改正され、自転車乗車中はヘルメットの着用が努力義務化となりました。

※不明な点は電話での問い合わせや補助要綱を確認ください。



お問い合わせ先

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市役所 市民安全部 防犯交通安全課 交通安全係 TEL 0564-23-6340

窓口対応時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15（年末年始、祝日を除く）